

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正で適正な競争のもと、継続的な事業成長による中長期的な企業価値の向上を経営上の重要課題として位置付けております。そのため、すべてのステークホルダーと適切な協議を行い、透明性・健全性を確保するとともに、経営環境の変化に速やかに対応できる組織体制を整備していくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの強化充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
北井 正志	3,280,300	43.36
J-STAR No.3 SS, LP	1,175,898	15.54
J-STAR No.3 JF, LP	609,189	8.05
J-STAR No.3 JC, LP	503,751	6.66
J-STAR No.3 GF, LP	501,366	6.63
野村信託銀行株式会社(投信口)	380,800	5.03
山下 瞬	76,000	1.00
J-STAR 有限責任事業組合 2016	61,796	0.82
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	61,700	0.82
第一生命保険株式会社	60,900	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
-------------	---------

決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡田 崇司	税理士											
今春 博	弁護士											
武田 信	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 崇司	○	○	—	税理士としての豊富な経験と税務に関する専門的知見を有しており、財務・会計等の視点から当社の経営に対する助言及び監督機能を担っております。現在、同氏が代表社員を務めておりますA-Trust税理士法人与当社の間には取引関係はなく、過去当社顧問であった期間の取引金額には当社グループの売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同税理士法人にとっても当社への経済的依存が生じるほどの重要性はありません。また、その他、当社と同氏の間には、同氏が当社株式を保有しているという資本的関係以外に、人的関係、その他の利害関係はありません。そのため、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
今春 博	○	○	—	弁護士としての経験と専門的な知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する助言及び監督機能を担っております。現在、同氏が勤務するいぶき法律事務所と当社の間取引関係その他の利害関係はなく、過去当社顧問であった期間の取引金額には当社グループの売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同法律事務所にとっても当社への経済的依存が生じるほどの重要性はありません。そのため、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
武田 信	○	○	—	大和証券株式会社の公開引受業務経験者として上場企業におけるガバナンスに関して豊富な経験と専門的知識を有しており、客観的立場から当社のガバナンス体制に対する助言及び監督機能を担っております。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係その他の利害関係もありません。そのため、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員及び会計監査人は、
・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告(三様監査会議)
・定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化
・会計監査人による本社及び子会社等の往査への立会等
を連携して行い監査の質的向上を図っております。

監査等委員及び内部監査部門は、
・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告(三様監査会議)
・業務の効率性(財務報告の適正性を含む)の状況
・会社法への対応等
を連携して監査を実施しております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	3	1	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	3	1	0	0	社外取締役

補足説明 更新

報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役3名と北井代表取締役CEO兼COOの4名の委員で構成され、必要に応じて開催し、経営幹部及び取締役の報酬等の決定に係る取締役会の機能の独立性及び客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として設置し、運営しております。
指名諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役3名と北井代表取締役CEO兼COOの4名の委員で構成され、必要に応じて開催し、経営幹部の選解任と取締役候補の指名に係る取締役会の機能の独立性及び客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として設置し、運営しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	3名
-------------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外取締役をすべて独立役員にしております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループでは、役員及び従業員に対するインセンティブを目的として新株予約権によるストック・オプション制度を採用しております。本制度は、優秀な人材の獲得及び確保を目的とし、継続的に運用しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員
---------------------------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の経営及び業績向上への参画意識を高め、当社の長期的な企業価値向上を支えるインセンティブとして、監査等委員でない社内取締役、従業員に対し、就任時期や在籍期間、職位、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストック・オプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役(監査等委員および社外取締役を除く)、監査等委員である取締役、社外役員の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2021年9月30日開催の定時株主総会において、各取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬等の額については年間総額200,000千円以内(同株主総会終結時の取締役の員数は8名)、監査等委員である取締役の報酬等の額については年間総額30,000千円以内(同株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名)とすることが承認されております。なお、役員の員数については定款で取締役は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内と定めております。

また、2025年9月26日開催の定時株主総会において、上記とは別枠として、各取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年間総額200,000千円以内(うち社外取締役分は30,000千円以内)とすることが承認されております。

当社は、上記の承認された総報酬額の範囲内で、各取締役が担当する役割等を勘案し、社外取締役を交えた取締役会において協議し決定しております。また、各監査等委員についても、各監査等委員による監査業務等を勘案し、監査等委員会の協議により決定しております。

当社は、報酬諮問委員会を設置しており、報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役、社内取締役から選任される3名以上の委員で構成され、うち半数以上は社外役員とすることと定めております。報酬諮問委員会は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保及び説明責任の強化を目的としております。取締役の報酬を決定するにあたっては、一般株主の利益保護の視点からの意見を多方向から得るため、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役の報酬を決定するものとします。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役を含む各取締役との日程調整、議案の確認等、取締役会の運営実務は経営管理本部が行っており、欠席役員に対する取締役会の内容伝達等の情報共有も同部署が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (a)取締役会
取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名と監査等委員である取締役3名で構成され、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行が適法かつ会社の業務運営に合致しているものかについて監督するとともに、重要事項について審議のうえ決議を実施しております。
- (b)監査等委員会
監査等委員会は、3名の監査等委員である取締役で構成しており、監査方針を策定し、監査結果について協議するとともに、内部監査担当者及

び会計監査人との緊密な連携のもとに運営しております。監査等委員である取締役は、取締役会等の重要会議に出席して意思決定の過程及び業務の執行状況を把握、監視しております。
なお、3名の監査等委員全員を社外取締役とすることで、経営の透明性の確保ならびに会社全体の監視・監査の役割を担っております。

(c)会計監査人
当社は、会計監査人として太陽有限責任監査法人を選任し、適時かつ適切な監査が実施されております。

(d)リスクマネジメント委員会
リスクマネジメント委員会は、代表取締役CEO兼COOを委員長、各エリア担当役員（関東、関西、九州・沖縄、北海道）5名を委員として構成され、必要に応じて開催し、全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議しております。

(e)コンプライアンス委員会
コンプライアンス委員会は、代表取締役CEO兼COOを委員長、各エリア担当役員（関東、関西、九州・沖縄、北海道）5名を委員として構成され、必要に応じて開催し、全社的なコンプライアンス向上に関わる課題・対応策を協議しております。

(f)報酬諮問委員会
報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役3名と北井代表取締役CEO兼COOの5名の委員で構成され、必要に応じて開催し、経営幹部及び取締役の報酬等の決定に係る取締役会の機能の独立性及び客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として設置し、運営しております。

(g)指名諮問委員会
指名諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役3名と北井代表取締役CEO兼COOの4名の委員で構成され、必要に応じて開催し、経営幹部の選解任と取締役候補の指名に係る取締役会の機能の独立性及び客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として設置し、運営しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるとともに、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、2021年9月30日開催の定時株主総会決議により、「監査等委員会設置会社」に移行しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日開催を避け、より多くの株主様が出席できるように配慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	将来的に必要であると判断した場合に採用を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	将来的に必要であると判断した場合に採用を検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	将来的に必要であると判断した場合に採用を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成及びウェブサイト上での公表を検討してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家の皆さまへはIRウェブサイトでの情報提供を予定しております。説明会等の実施については、上場後の株主構成に占める個人投資家の割合等を勘案し、検討してまいります。現時点では未定であります。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	上場後の株主構成等を勘案し、検討してまいりますが現時点では未定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上場後の株主構成等を勘案し、検討してまいりますが現時点では未定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIRサイトを設け、決算情報、適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理本部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は企業倫理規程を定め、適用される法令を遵守し社会的な良識をもって行動することを宣言しております。本規程を遵守し、違反が生じたときは、社内外のステークホルダーに対し、迅速かつ確かな情報公開を行い、その説明責任を果たすことで、社会の信頼を得るよう努めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、創業時からの「Animal is my life」を経営理念とし、「人と変わらない幸せを動物たちに届けたい」、「世界最先端の動物医療を実現したい」、「動物と社会が隔たりなくつながる世の中を実現したい」を使命として、動物医療の将来の発展に向けて取り組んでおります。 当社グループの営む動物医療は、いわば労働集約型サービス産業であり、男女の別なく活躍できる労働環境の整備が不可欠となります。その中で、採用、賃金、育児休業取得等の際における男女差の生じない運営に努めており、人材確保の面では、男女の別なく、新卒社員、中途採用の受け入れを積極的に進めて、多様な人材の受け入れに注力しております。 また、当社グループは各地で診療施設を開設しておりますが、各拠点単位で様々な環境規制への対応や関連法令の遵守に努めることはもとより、省エネ機器への切替えにより、持続可能な社会の実現に向けて貢献して参ります。具体的な取り組みとして、各拠点のLED照明化や、機器入替の際の省エネ面での検討を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はお客様、株主、投資家、動物医療に携わるすべての人々、取引先、従業員などのすべてのステークホルダーとの信頼関係を築くため、当社の会社情報をホームページのほか様々な方法や機会を通じて適時かつ適切にわかりやすく積極的に提供してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

統治グループの業務の適正を確保するための体制の整備状況は以下のとおりであります。

a) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

当社は、法令に基づき「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書について、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

b) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、「リスクマネジメント規程」を定め、業務執行に係るリスクを認識・評価し適切な対応を行うため、「リスクマネジメント委員会」を設置する。
- (2) リスクマネジメント委員会は全社的なリスクマネジメント（リスクの洗い出し、評価、絞込み、対策の立案、点検、点検を踏まえた見直し）を行うとともに、定期的に担当部門の責任者を通じ内在するリスク管理の状況及びリスク管理の進捗状況についての管理を実施する。
- (3) 当社は、経営戦略会議ほか、定期的に実施される業務運営に係る報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- (4) 当社のリスク管理状況について、当社内部監査室が「内部監査規程」に定める内部監査制度に基づき、随時監査を行う。

c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況の共有を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」におけるそれぞれの分担に従って、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (3) 当社は、執行役員を任命し、取締役の監督下において、業務の分担、責任の明確化、業務執行の効率化、迅速化を図る。

d) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社はコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンスに係る統括組織として「コンプライアンス委員会」を設置することで、コンプライアンス体制を整備する。
- (2) 当社は会社の行動規範を定め、当社及び子会社の役職員がこの行動規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。

- (3) 当社はコンプライアンス規程に基づき、「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・プログラム」を策定させるとともに、当社及び子会社の役職員が遵守すべき法令、社内規程等に関する研修を実施させ、コンプライアンスの周知徹底を図る。
- (4) 当社は当社及び子会社の役職員に法令又は社内規程への違反が生じた場合の報告フローを定める。また、通常のフロー以外に、社内外に内部通報に係る相談先を設置するとともに役職員へ周知する。
- e) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社企業集団における業務の適正性を確保するとともに、各社社内規程や関係法規の遵守等内部監査室はその適正性について監査を行う。
- (2) 当社は子会社等にグループとしての経営戦略及び基本方針を示し、経営の一体化を図る。
- (3) 子会社等による事業戦略、事業計画、重要な人事等の重要事項を当社の事前承認事項とする。
- (4) 子会社等による事業計画の実施状況等、事業の経過及び成果について、当社への報告事項とする。
- f) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査等委員が監査等委員補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査等委員補助者を任命することができるものとする。
- (2) 監査等委員補助者の任命、解任、異動、賃金改定等については監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役及び取締役会からの独立性を担保する。
- (3) 監査等委員補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないものとする。
- (4) 代表取締役は、監査等委員補助者に補助に必要な調査権限や情報収集権限を付与する。
- g) 監査等委員への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、当社の監査等委員に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
- (2) 当社は、前項により当社の監査等委員に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- h) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査等委員の職務を執行する上で、費用の前払い等の請求があった場合には、担当部署において、当該請求について職務の執行に必要なことが証明された場合を除いて、速やかに当該費用または債務を処理することとする。
- i) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築、整備、運用、評価を実施するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止するため、「反社会的勢力排除規程」を定め、一切の反社会的勢力との関わりを排除する体制を構築しております。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフロー図を参考資料として添付いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

株主総会

選任・解任

取締役会

取締役（監査等委員である者を除く）

監督

監査等委員会

選任・解任

選任・解任

諮問

答申

報酬諮問委員会

指名諮問委員会

報告

リスクマネジメント委員会

コンプライアンス委員会

指示

代表取締役CEO

選定
解職

報告

指示

経営会議

報告

指示

各部・子会社

報告

内部監査担当者

指示

報告

内部監査

連携

監査

連携

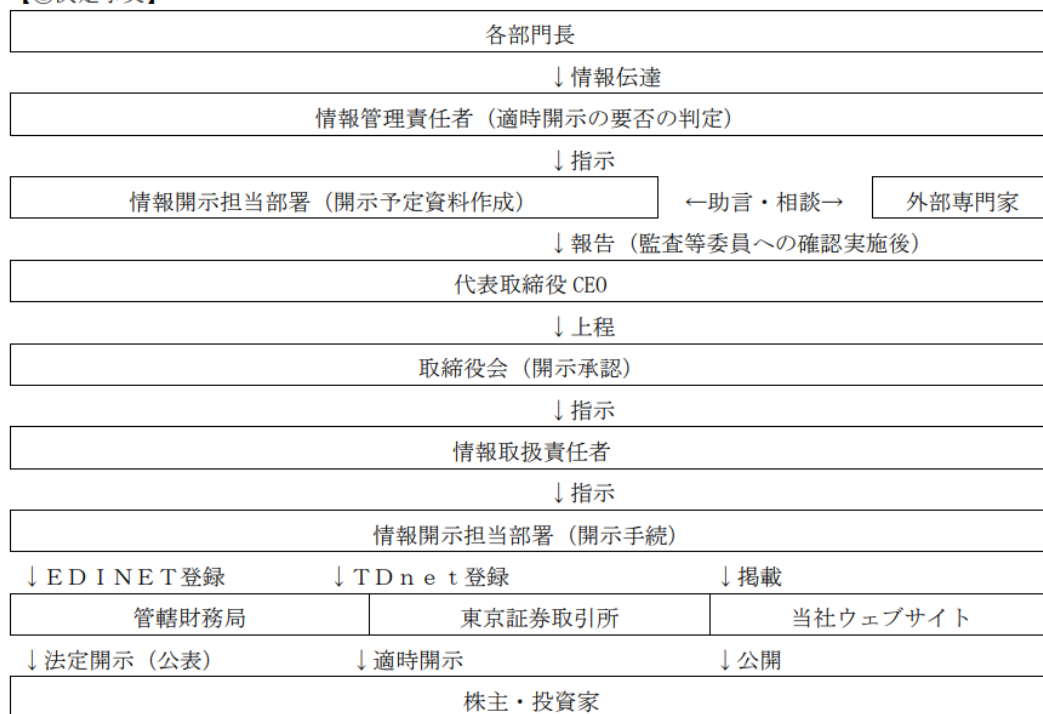
連携

会計監査人

指導・助言

顧問弁護士

【①決定事実】



【②発生事実】



【③決算情報】

